

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの連結自己資本規制比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下、「レバレッジ比率」という。）を最終指定親会社四半期ごとに計算しているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>IV-5-3-3 最終指定親会社における連結レバレッジ比率の正確性</u></p> <p><u>IV-5-3-3-1 意義</u></p> <p><u>連結レバレッジ比率（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) <u>自己資本比率規制</u>の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、<u>最終指定親会</u></p>	<p><u>資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（以下「連結レバレッジ比率告示」という。）第2条に定める連結レバレッジ比率をいう。）については、最終指定親会社の財務の健全性を示す基本的指標であることから、正確に計算されなければならない。</u></p> <p><u>連結レバレッジ比率の計算の正確性については、連結レバレッジ比率告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえる必要がある。</u></p> <p>IV-5-3-3-2 <u>連結レバレッジ比率の計算方法の一貫性</u></p> <p><u>例えば連結レバレッジ比率告示における経過措置の適用等、連結レバレッジ比率の計算方法に関して最終指定親会社に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法が採用されなければならない。</u></p> <p>IV-5-3-4 自己資本の充実の状況等の開示</p> <p>(1) <u>自己資本比率規制及びレバレッジ比率規制</u>の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率及び最低レバレッジ比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持すること</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、開示告示に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>IV-5-3-4 早期是正措置</p> <p>IV-5-3-4-1 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、最終指定親会社が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、最終指定親会社の取組みを補完する役割として、<u>連結自己資本規制比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>IV-5-3-4-2 監督手法・対応</p>	<p>を目的としている。したがって、<u>最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出し、連結レバレッジ比率告示第2条に基づき連結レバレッジ比率を算出する最終指定親会社</u>が、開示告示に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>IV-5-3-5 早期是正措置</p> <p>IV-5-3-5-1 意義</p> <p>財務の健全性を確保するためには、最終指定親会社が主体的に自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することが極めて重要であるが、当局としても、最終指定親会社の取組みを補完する役割として、<u>連結自己資本規制比率及び連結レバレッジ比率</u>という客観的な基準を用い、必要な是正措置命令を迅速かつ適切に発動し、最終指定親会社の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>IV-5-3-5-2 監督手法・対応</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（以下、「区分告示」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>連結自己資本規制比率</u></p> <p><u>区分告示第1条第1項第1号及び第4条の表の区分</u>（以下、「早期是正措置区分」という。）に係る<u>連結自己資本規制比率</u>は、次の<u>連結自己資本規制比率</u>によるものとする。</p> <p>① <u>連結決算状況表により報告された連結自己資本規制比率</u>（ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された<u>連結自己資本規制比率</u>、法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された<u>連結自己資本規制比率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された<u>連結自己資本規制比率</u></p> <p>(注) (略)</p>	<p>「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」（以下、「区分告示」という。）において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。</p> <p>(1) 命令発動の前提となる<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u></p> <p><u>区分告示第1条第1項第1号、第3号及び第4条の表の区分</u>（以下、「早期是正措置区分」という。）に係る<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>は、次の<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>によるものとする。</p> <p>① <u>連結決算状況表により報告された連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>（ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>、<u>金商法第57条の17第2項の規定に基づき</u>経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>）</p> <p>② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u></p> <p>(注) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>(2) 早期是正措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>第1区分の命令、第2区分の命令及び第3区分の命令の相違</u></p> <p><u>第1区分</u>の「<u>経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令</u>」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。</u>したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。</p> <p><u>第2区分</u>の「<u>次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</u>」は、<u>連結自己資本規制比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。</u>したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることとする。なお、最終指定親会社が当該措置を実行す</p>	<p>(2) 早期是正措置区分に基づく命令</p> <p>① <u>第1区分・レバレッジ第1区分の命令、第2区分・レバレッジ第2区分の命令及び第3区分・レバレッジ第3区分の命令の相違</u></p> <p><u>第1区分又はレバレッジ第1区分</u>の「<u>経営の健全性を確保するために合理的と認められる計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出及びその実行の命令</u>」は、<u>経営の健全性が確保されている基準として、第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲を上回る水準の達成を着実に図るためのものである。</u>したがって、計画全体として経営の健全性が確保されるものであることを重視し、その実行に当たっては、基本的に最終指定親会社の自主性を尊重することとする。</p> <p><u>第2区分又はレバレッジ第2区分</u>の「<u>次の各号に掲げる最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</u>」は、<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が、経営の健全性を確保する水準をかなり下回っており、これを早期に改善するためのものである。</u>したがって、個々の措置は、当該最終指定親会社の経営実態を踏まえたものにする必要があることから当該最終指定親会社の意見は踏まえるものの、当局の判断によって措置内容を定めることと</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>るに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該</p>	<p>する。なお、最終指定親会社が当該措置を実行するに当たっては、基本的に個々の措置毎に命令を達成する必要がある。</p> <p>第3区分又はレバレッジ第3区分の「最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実、合併又は三月以内の期間を定めて対象特別金融商品取引業者の親会社（金商法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）でなくなるための措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令」は、自己資本の充実の状況が特に著しい過小資本の状況にある最終指定親会社に対し、これを速やかに改善するか、最終指定親会社としての業務継続を断念するかを迫るものである。</p> <p>② 改善までの期間</p> <p>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。</p> <p>なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率を</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>当する早期是正措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>の範囲を超える<u>連結自己資本規制比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>連結自己資本規制比率</u>を改善するための所要期間には、以下（３）の<u>連結自己資本規制比率</u>を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>（３）区分告示第２条第１項に規定する合理性の判断基準</p> <p>区分告示第２条第１項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>連結自己資本規制比率</u>が、原則として３か月以内に当該最終指定親会社が該当する早期是正 	<p>当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>の範囲を超える<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>を改善するための所要期間には、以下（３）の<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。</p> <p>（３）区分告示第２条第１項に規定する合理性の判断基準</p> <p>区分告示第２条第１項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>が、原則として３か月以内に当該最終指定親

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>（注） （略）</p> <p>（４）命令区分の根拠となる<u>連結自己資本規制比率</u></p> <p>区分告示第２条第１項の適用に当たり「実施後に見込まれる<u>連結自己資本規制比率</u>以下の同表の区分（<u>非対象区分</u>を除く。）に定める命令」は、原則として３か月後に確実に<u>連結自己資本規制比率</u>の水準に係る区分（<u>非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>（５）計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第３区分</u>の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった<u>連結自己資本規制比率</u>が<u>第１区分</u>又は<u>第２区分</u>に係る<u>連結自己資本規制比率</u>の範囲に達したときは、当該時点における<u>連結自己資本規制比率</u>に</p>	<p>会社が該当する早期是正措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。</p> <p>（注） （略）</p> <p>（４）命令区分の根拠となる<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u></p> <p>区分告示第２条第１項の適用に当たり「実施後に見込まれる<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>以下の同表の区分（<u>非対象区分</u>又は<u>レバレッジ非対象区分</u>を除く。）に定める命令」は、原則として３か月後に確実に<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>の水準に係る区分（<u>非対象区分</u>又は<u>レバレッジ非対象区分</u>を除く。）に掲げる命令とする。</p> <p>（５）計画の進捗状況の報告等</p> <p>計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、<u>第３区分</u>又は<u>レバレッジ第３区分</u>の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった<u>連結自己資本規制比率</u>又は<u>連結レバレッジ比率</u>が<u>第１区分・レバレッジ第１区分</u>又は<u>第２区分・レバレッジ第２区分</u>に</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、<u>第2区分の命令を行った最終指定親会社</u>にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは</u>、当該時点において<u>第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p>また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その<u>連結自己資本規制比率</u>を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率の範囲</u>を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の<u>連結自己資本規制比率</u>が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率以上の水準</u>を達成していないときは、当該時点における<u>連結自己資本規制比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとす</p>	<p>係る<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲</u>に達したときは、当該時点における<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、<u>第2区分又はレバレッジ第2区分の命令を行った最終指定親会社</u>にあっては、その後、<u>当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したとき</u>、又は当該命令の区分の根拠となった<u>連結レバレッジ比率がレバレッジ第1区分の範囲に達したときは</u>、当該時点において<u>第1区分又はレバレッジ第1区分の命令を行うことができるものとする。</u></p> <p>また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲</u>を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超える連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率</u>が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る<u>連結自己資本規制比率又は連結</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>る。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) その他</p> <p>① <u>区分告示第1条第1項第1号及び第2条の規定に係る命令</u>を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>② <u>第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲</u>を下回る最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>③ 早期是正措置は、<u>連結自己資本規制比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率の操作を行うといったことがないよう最終指定親会社に十分留意させることとする。</u></p>	<p><u>レバレッジ比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) その他</p> <p>① <u>区分告示第1条第1項第1号、第3号及び第2条の規定に係る命令</u>を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。</p> <p>② <u>第1区分に係る連結自己資本規制比率又はレバレッジ第1区分に係る連結レバレッジ比率の範囲</u>を下回る最終指定親会社に対しては、原則として区分告示第2条第2項各号に掲げる資産について当該各号に定める方法により算出し、これにより修正した貸借対照表（様式は任意で可。）を提出させるものとする。</p> <p>③ 早期是正措置は、<u>連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率が最終指定親会社の財務状況を適切に表していることを前提に発動されるものであることから、いやしくも早期是正措置の発動を免れるための意図的な連結自己資本規制比率又は連結レバレッジ比率の操作を行うといったことがないよ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後
<p>IV-5-3-5 社外流出制限措置 （略）</p> <p>IV-5-3-5-1 意義 （略）</p> <p>IV-5-3-5-2 監督手法・対応 （略）</p> <p>IV-5-3-6 早期警戒制度 （1）基本的考え方 最終指定親会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、<u>法第 57 条の 21 第 3 項に基づき、連結自己資本規制比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない最終指定親会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。このため、当局においては、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p>	<p>う最終指定親会社に十分留意させることとする。</p> <p>IV-5-3-6 社外流出制限措置 （略）</p> <p>IV-5-3-6-1 意義 （略）</p> <p>IV-5-3-6-2 監督手法・対応 （略）</p> <p>IV-5-3-7 早期警戒制度 （1）基本的考え方 最終指定親会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、<u>金商法第 57 条の 21 第 3 項に基づき、連結自己資本規制比率及び連結レバレッジ比率</u>による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない最終指定親会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。このため、当局においては、早め早めの行政上の予防的措置（早期警戒制度）を講ずることとする。</p>